

## 条例及び規則の一部改正内容（案）

項目	現行	改正後		
		右記以外	日の出町児童センター	
条 例	設置目的	児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、情操を豊かにすること	児童が安心して遊び、過ごすことができる居場所を提供することにより、児童の心身の健やかな成長、発達及びその自立を支援すること	
	名称及び位置	吹田市立高城児童会館 吹田市高城町6番2号	—	吹田市立日の出町児童センター 吹田市日の出町1666番6及び1666番8
	使用者の範囲	市内に居住する小学生	市内に居住する <u>小学生及び中学生</u>	市内に居住する <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>
	必須事業	(1) 児童の健全な遊びの指導に関すること (2) 児童のグループ活動の育成指導に関すること (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること (4) その他市長が必要と認める事業	(1) 児童の健全な遊びの <u>支援</u> に関すること (2) <u>自主学習の場その他の児童の多様な思いに</u> 応える居場所の提供に関すること (3) <u>児童及びその保護者からの相談</u> に関すること (4) 児童のグループ活動の育成 <u>支援</u> に関すること (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること (6) その他市長が必要と認める事業	
	任意事業	家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する事業	(1) 家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する事業 (2) <u>児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業</u> その他の児童と地域との交流に <u>資する事業</u>	
規 則	開館時間	【4/1～9/30】 10：00～18：00 【10/1～3/31】 9：30～17：30	【通年】 10：00～18：00	【月～金】 10：00～20：00 【土】 10：00～18：00
	休館日	・5/3～5/5（北千里除く） ・12/29～1/3	同左	・ <u>日曜日</u> ・5/3～5/5 ・12/29～1/3

## ※日の出町児童センターの指定管理者が行う主な業務

- ・上記必須事業及び任意事業の実施
- ・施設の使用許可業務
- ・施設及び附属設備の維持管理業務（警備・清掃・設備保守・修繕）